

議案第 56 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成 27 年 8 月 27 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(北本市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 北本市印鑑条例（昭和 51 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項から第 4 項までを削る。

第 10 条第 3 項を削る。

第 12 条中「又は住民基本台帳カード」を削る。

(北本市手数料条例の一部改正)

第 2 条 北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 74 号を第 75 号とし、第 64 号から第 73 号ま

でを1号ずつ繰り下げ、第63号の次に次の1号を加える。

(64) 通知カードの再交付 1件につき 500円

第5条第8項中「第74号まで」を「第75号まで」に改める。

第3条 北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第65号を次のように改める。

(65) 個人番号カードの再交付 1件につき 800円

(北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止)

第4条 北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年条例第25号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月5日から施行する。

(北本市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正前の北本市印鑑条例第7条第2項の規定により住民基本台帳カードの交付を受けた者で、現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「整備法」という。）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードを所有する者は、第1条の規定による改正後の北本市印鑑条例第10条及び第12条の規定にかかわらず、その効力を失う時までの間は、当該住民基本台帳カードの使用に係る申請を行うことができる。

(北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 第4条の規定による廃止前の北本市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条各号に掲げるサービスの提供を受けている者で、現に整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カードを所有する者に係る当該住民基本台帳カードの利用については、その効力を失う時までの間は、なお従前の例による。